

平成 23 年 度

学 校 教 育 指 針

大 阪 市 教 育 委 員 会

は じ め に

本市においては、日本国憲法並びに教育基本法にのっとり、人間尊重の精神と態度を養うとともに、心豊かな人間の育成をめざした教育を推進している。

本「学校教育指針」は、「大阪市教育改革プログラム」の理念を継承する「大阪市教育振興基本計画」をふまえ、人間尊重の教育を一層深化・充実し、「生きる力」をはぐくみ、未来に向けてたくましく生きる「なにわっ子」を育成するための内容を示したものである。

「学校教育指針」は、各校園において「教育指導の計画」を立て、教育実践を進めるよりどころであり、また、本市教育委員会が指導・助言を行う基本となるものである。

また、「基本指針」は、本市学校教育の根幹となるものであり、「重点課題」は、各校園において教育実践を進めるうえで、本年度、特に重点をおくべき課題を示したものである。

各校園においては、教職員一人一人がこの「学校教育指針」の趣旨を十分に理解し、積極的に自己の研さんと資質の向上に努め、日々の教育実践に生かすことが大切である。

目 次

◇ 基本指針

◇ 重点課題

◇ 学校教育の充実

1	豊かな心をはぐくむ教育の推進	1
(1)	豊かな心をはぐくむ校園づくり	1
(2)	道徳教育の充実	1
(3)	体験や表現活動を重視した教育活動の推進	1
2	人権を尊重する教育の推進	2
(1)	大阪市の人権課題についての教育	2
(2)	子どもをめぐる人権課題についての教育	3
(3)	平和についての教育	3
3	一人一人の個性や能力を伸ばす教育の推進	4
(1)	小中一貫した教育をはじめとする校種間連携による教育活動の推進	4
(2)	個に応じた学習指導の充実	4
(3)	言語力の育成	4
(4)	自主学習習慣の確実な定着	5
(5)	総合的な学習の時間の充実	5
4	心身の健全な成長をめざす教育の推進	6
(1)	健康や体力を保持増進するための教育の充実	6
(2)	食育の推進	6
(3)	生活指導の充実	6
(4)	安全教育の推進	7
5	社会の変化に対応する教育の推進	8
(1)	開かれた校園づくりの推進	8
(2)	学校評価の充実	8
(3)	今日的課題に対応する教育の推進	8
①	国際理解教育	8
②	情報教育	9
③	環境教育	9
④	キャリア教育	9
⑤	理科教育	9
⑥	外国語活動	9
6	「大阪らしさ」を生かした教育の推進	10
(1)	大阪の歴史・文化を生かした教育の推進	10
(2)	新しい「大阪らしさ」の創造	10

基 本 指 針

学校教育は、個人の尊厳を重んじ真理と平和を希求するとともに、民主的で文化的な社会の創造に貢献する人間の育成を期して推進されなければならない。

各校園は、次の事項をもとに、人間尊重の教育を一層深化・充実し、知・徳・体の調和のとれた人間形成に努めることが大切である。

- I 民主的な社会の形成者として必要な人権尊重の精神と態度を養う。
- II 個性を尊重し、自ら学ぶ態度を育て、創造性を養う。
- III 真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培う。
- IV 健康でたくましい心身を育て、自律的な生活習慣や態度を養う。
- V 互いに敬愛し協力する集団を育て、社会連帯や国際理解の基礎を養う。

重 点 課 題

「生きる力」をはぐくむ教育活動を推進する

今日の教育では、人間尊重の教育を基盤とし、生涯にわたる学習の基礎を培う観点から、幼児・児童・生徒に、基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力などの「確かな学力」、自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心、生命や人権を尊重する心などの「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」など、「生きる力」をはぐくむことが大切である。

各校園においては、幼児・児童・生徒の願いや実態を的確に把握し、よさを認めてはぐくむことで自己肯定感を醸成するとともに、一人一人に応じて能力を伸ばすことが重要である。そのために、体験的な学習や問題解決的な学習を一層創意工夫するとともに、家庭や地域社会との連携を深めながら、次の事項に重点をおいた教育活動の推進に努めなければならない。

- 1 自立心や自制心、思いやる心や感動する心、社会貢献の心などを育てる。
- 2 知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力を育てる。
- 3 自らの健康や体力に関心を持ち、たくましく生きようとする態度を育てる。
- 4 互いにちがいを認め合い、個性を尊重し合う集団を育てる。

学 校 教 育 の 充 実

「学校教育の充実」は、各校園において充実した教育活動を推進するため、各校種に共通し、教育活動全般にわたる内容を示したものである。

各校園において、校園長を中心とした推進体制を確立するとともに、小中一貫した教育をはじめとする校種間連携に一層努め、教育目標・計画を立てて積極的に実践を積み重ね、人間尊重の教育を基盤とする学校教育の一層の深化・充実を図ることを期するものである。

1 豊かな心をはぐくむ教育の推進

○ さまざまな体験を通して、感性や情操を高め、生命を大切にし、他人を思いやる心や人権を尊重する心、感動する心、正義感や公正さを重んじる心など、「生きる力」の核となる豊かな心をはぐくむ教育の推進に努める。

(1) 豊かな心をはぐくむ校園づくり

ア 豊かな心をはぐくむために、幼児・児童・生徒が友だちや教職員と共に学び合うことを通して、一人の人間としてかけがえのない存在であることを実感し、自己実現の喜びを味わえる学びの場となるよう努める。

イ 幼児・児童・生徒の好ましい人間関係や教職員との信頼関係を確立し、温かい雰囲気の中で安心して自分の力が発揮できる活力ある校園づくりに努める。

(2) 道徳教育の充実

ア 道徳教育は、道徳の時間を要とし、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動など教育活動全体を通じて行うとともに、全ての学校段階において一貫した取組に努める。

イ 道徳教育推進教師を中心とした全教職員が参画する機能的な協力体制や、校園と家庭や地域社会が共に取り組む体制づくりなど、道徳教育の推進体制の充実に努める。

ウ 幼児・児童・生徒の内面に根ざした道徳性を育成するため、自然体験活動や集団宿泊活動、ボランティア活動、職場体験活動など、豊かな体験の充実に努める。

(3) 体験や表現活動を重視した教育活動の推進

ア 各校園の実態に応じ、全教育活動を通して体験的な活動を積極的に取り入れ、それらの体験を通して豊かな感性や情操をはぐくむとともに、人間としてのあり方や生き方を考えることができるよう指導に努める。

イ 幼児・児童・生徒がさまざまな体験を通して、自分自身の思いや願いなどを自己表現できるよう指導に努める。

2 人権を尊重する教育の推進

○ 本市教育委員会においては、人間尊重の教育を基盤として、人権教育の深化・充実に努めてきた。今日、同和問題、外国人、障害者、女性、高齢者をめぐる問題、更に、子どもをめぐる人権問題としてのいじめや児童虐待もあり、今後一層、人間尊重の精神に徹した総合的・体系的な人権教育を推進する必要がある。

そのため「人権教育基本方針」「在日外国人教育基本方針」「養護教育基本方針」などにに基づき、各校園で幼児・児童・生徒の発達段階に応じた指導計画を立て実施するよう努める。また、幼児・児童・生徒と教職員の信頼関係を築いたうえで、子どもや地域の実態を十分ふまえ、人権教育推進上の教育課題を明確にし、推進体制を確立する。同時に、教職員が鋭敏な人権感覚を培い、人権尊重への積極的な意欲と実践力とを備えることができるよう努める。

(1) 大阪市の人権課題についての教育

- 同和教育
- 障害者の人権を尊重する教育
- 在日外国人教育
 - ◇ 在日韓国・朝鮮人の幼児・児童・生徒の教育
 - ◇ 帰国・来日等の幼児・児童・生徒の教育
- 男女平等教育

ア 現在の社会には多くの人権課題が存在し、更に、社会の変化に伴い、新たな人権課題も生起している。幼児・児童・生徒が、これらに対する正しい理解と認識を深めるとともに、自己の生き方の基本として人権をとらえ、日常生活の中で知識を行動へとつなげることができるよう指導に努める。

イ 幼児・児童・生徒に身の回りにある不合理や矛盾に気付く感性を養い、互いに理解し合い支え合いながら問題を解決していく集団を育てるとともに、平和で民主的な社会の形成者として必要な人権尊重の精神と実践への態度を育てるよう努める。

ウ 自らのよさに気づき、自己を肯定する感情をはぐくみ、自他の尊厳を認める態度を養うとともに、他者との肯定的なコミュニケーション能力などのスキルを習得することができるよう指導に努める。

エ 家庭や地域社会への人権啓発を促進するとともに、地域関係諸機関・諸団体と十分な連携を図り、地域社会の理解と信頼を深めることが大切である。また、地域に共通した課題解決に向けては、各校園・家庭・地域の連携による開かれた学校園づくりを進めるよう努める。

(2) 子どもをめぐる人権課題についての教育

ア いじめは幼児・児童・生徒の生命や心を脅かす重大な問題であることを強く認識し、教育活動全体を通して、互いの人権や思いやりを大切にすることを育成し、共に解決に向けて考え、支え合える集団を育てるよう努める。

イ 児童虐待は、幼児・児童・生徒の生命をも脅かす著しい人権侵害であることを強く認識し、個々の生活実態の把握を図り、早期発見・早期対応及び防止に向けた校園内組織体制の充実を図るとともに、地域関係者・関係諸機関との連携を深めるよう努める。

(3) 平和についての教育

ア 生命のかけがえのなさや人間の尊厳の大切さに気付き、全ての生命のあるものを慈しみ尊ぶことなど、生命への畏敬の念をもち、平和を希求する心情をはぐくむよう努める。

イ 生命・自由・平等・幸福などの追求に対する何人も侵すことのできない永久の権利としての基本的人権を尊重する態度を培うよう努める。

ウ 平和の文化創造の担い手として、平和と非暴力を日常生活の中で実現できることをめざし、幼児・児童・生徒が、平和についての理解を深め、平和を希求する態度を身に付けることができるよう指導に努める。

3 一人一人の個性や能力を伸ばす教育の推進

- 校種間の連携を図りつつ、幼児・児童・生徒一人一人に応じたきめ細かい指導の内容と方法を工夫し、知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視するとともに、個性を生かす教育を展開し、自ら学び、自ら考え、社会の変化に対応する態度や能力を育てる学習活動の充実に努める。

(1) 小中一貫した教育をはじめとする校種間連携による教育活動の推進

幼児・児童・生徒の発達や学びの連続性をふまえ、小中一貫した教育をはじめとする校種間の円滑な接続を図り、一人一人の状況を把握することで、より一層教育効果を高めるよう努める。

(2) 個に応じた学習指導の充実

ア 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図り、「わかる喜び」や「学ぶ楽しさ」を実感させるため、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、児童・生徒の興味・関心に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実に努める。

イ 障害のある幼児・児童・生徒一人一人のニーズを把握し、自立に向けて可能性を最大限に伸ばすことをめざし、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用を図り、指導内容の充実に努める。

ウ 児童・生徒の学習の達成状況を的確に把握し、一人一人のよさや可能性を生かす評価の観点に立ち、指導と評価の一体化を図るよう努める。

(3) 言語力の育成

ア 思考力、判断力、表現力等の基盤となる言語に関する能力の育成を重視し、各教科等において、児童・生徒の言語活動を充実するよう努める。

イ 幼児・児童・生徒の読書意欲の醸成や読書習慣の定着をめざし、学校図書館を充実するとともに、読み聞かせを行うなど、市立図書館や地域ボランティア、家庭と連携して読書活動の推進に努める。

(4) 自主学習習慣の確実な定着

ア 児童・生徒の学習意欲の向上と自主学習習慣の定着をめざし、放課後等の時間に、地域の人材等の協力を得ながら、児童・生徒の自主学習を支援するよう努める。

イ 家庭での正しい学習習慣づくりや基本的な生活習慣の確立をめざし、積極的に情報提供を行うなど、家庭や地域と十分な連携を図るよう努める。

(5) 総合的な学習の時間の充実

総合的な学習の時間においては、横断的・総合的な課題や児童・生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて、創意工夫した学習活動を展開し、学び方やものの見方を身に付け、問題解決に向けての主体的・創造的な態度を育成するよう努める。

4 心身の健全な成長をめざす教育の推進

- 一人一人の幼児・児童・生徒が、生涯にわたり心身ともに健康で、活力ある生活を送るための健康に関する基礎的な知識や体力をはぐくむよう努める。
- 健康・安全に関する知識の理解や活動を通して、主体的に健康・安全を管理し、改善していく資質や能力を育成し、生涯にわたり明るく豊かで健康・安全な生活を営むための基礎づくりに努める。
- 人間尊重の精神を基盤とする集団の育成を図り、自主的・自律的な生活習慣や態度を養い、個性の伸長を図るとともに、社会の中で自己実現できるような資質の育成に努める。

(1) 健康や体力を保持増進するための教育の充実

- ア 体育・健康に関する指導は、幼児・児童・生徒の発達段階を考慮して、教育活動全体を通じて適切に行うとともに、指導体制を工夫して継続的に指導するよう努める。
- イ 学校生活をはじめ、家庭や地域社会における日常生活において、体力づくりを重視し、自ら進んで適切に運動する習慣を形成するとともに、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるよう努める。
- ウ 心の健康、喫煙、飲酒、薬物乱用、生活習慣病、感染症、環境問題など、健康に関する現代的課題に対して正しい知識が身に付くよう適切な指導に努める。

(2) 食育の推進

- ア 食に関する知識と食を選択する力を習得し、生涯にわたって健全な食生活を実践する幼児・児童・生徒を育成するために、教育活動全体を通して食育を推進し、学校・家庭・地域が連携して、食に関する指導の充実に努める。
- イ 食に関する指導の全体計画をもとに、年間指導計画の作成を図り、健やかな体を育成する観点から小中一貫した食育の推進に努める。

(3) 生活指導の充実

- ア 人間尊重の精神を基盤に、幼児・児童・生徒一人一人が生命の大切さを自覚し、互いに認め励まし合い、高め合うことができる集団の育成に努める。
- イ 基本的な生活習慣の確立と個性の伸長を重視した生活指導の両面を、教育活動全体に位置付けるよう努める。

ウ 一人一人の幼児・児童・生徒の生活実態を的確に把握し、共感的・総合的に理解するとともに、ピアサポート活動などを取り入れ、好ましい人間関係の形成に努める。

エ 生活指導を効果的に進めるために、小中一貫した教育をはじめとする校種間での連携を図り、全教職員による計画的・組織的な指導体制を確立するよう努める。

オ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどとの連携を深め、教育相談体制の確立を図るなど、幼児・児童・生徒への支援を推進し、課題解決への対応に努める。

カ 校園相互の連携・交流を図るとともに、保護者、PTA、地域社会、関係諸機関・諸団体と協力し、幼児・児童・生徒の安全確保と健全育成に努める。

(4) 安全教育の推進

ア 安全(防犯)に関する指導については、安全に対する心構えなどの指導を計画的・継続的に実施し、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解するとともに、自他の生命の尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培う。また、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を養うよう努める。

イ 交通安全教育については、交通安全に対する心構えや、さまざまな交通場面における危険について理解するとともに、体験型の学習活動を通して、安全な歩行や自転車の利用ができるようにするなど、自ら安全に行動できる資質や能力を養うよう努める。

ウ 防災に関する指導については、教育活動全体を通して計画的・継続的に実施し、さまざまな災害発生時における危険と正しい備え、安全に避難する方法などについて理解するとともに、幼児・児童・生徒が状況に応じて自ら安全に行動できる資質や能力を養うよう努める。

5 社会の変化に対応する教育の推進

- 地域社会との連携を図りながら、各校園の歴史・伝統や地域性を生かし、地域に開かれた校園づくりに努める。
- 国際化、高度情報化、科学技術の進展、環境問題の深刻化などの社会の変化に的確に対応できる力をはぐくむ教育の推進に努める。

(1) 開かれた校園づくりの推進

幼児・児童・生徒の生活の場である家庭・地域の特色を生かし、「地域に根ざした教育」を推進するとともに、地域の教育力を活用した取組を進めるよう努める。

(2) 学校評価の充実

ア 教育活動その他の校園運営について、めざすべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について自ら評価することにより、組織的・継続的な校園運営の改善に努める。

イ 自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、校園・家庭・地域の連携協力による校園づくりを進めるよう努める。

(3) 今日的課題に対応する教育の推進

社会の変化に伴う今日的課題に対応する教育は、各校園において、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動など相互に関連を図り、指導計画全体を工夫しながら進めるとともに、各校園・家庭・地域社会の連携を深めて行うよう努める。

① 国際理解教育

ア 自国の歴史や文化・伝統を尊重し、自己の確立を図るとともに、多様な文化を理解し尊重する態度を育て、異なる文化をもった人々と共に生きていく資質や能力の育成に努める。

イ 国際社会のさまざまな事象に対して、広い視野をもって柔軟に物事を考え、それを的確に表現する能力を育てるとともに、他者とのかかわりを通して共感的に理解し行動しようとする意欲や態度の育成に努める。

② 情報教育

ア コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の特性を理解し、それらを適切かつ主体的に活用するとともに、必要な情報を収集・判断・処理・発信できる能力の育成に努める。

イ 情報化の進展が人間や社会に及ぼす影響を理解し、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度などの情報モラルを身に付け、望ましい情報社会の創造に積極的に参画する態度の育成に努める。

③ 環境教育

ア 身の回りの環境や自然と人間とのかかわりを通して、自然や生命に対する感受性や、身近な環境から地球規模の環境への豊かな想像力、それを大切に守ろうとする態度を養うよう努める。

イ 体験的な学習や問題解決的な学習を取り入れるなど指導方法を工夫し、持続可能な社会の構築に向けて、主体的に考え実践する態度の育成に努める。

④ キャリア教育

児童・生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、コミュニケーション能力や自己理解能力・自己管理能力など、それらの基盤となる能力や態度を育成するとともに、勤労観・職業観等を育成するなど、児童・生徒の発達の段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育を推進するよう努める。

⑤ 理科教育

科学技術などが一層進展する変化の激しい時代において、児童・生徒の理科や科学への興味・関心を高めていくため、指導方法の工夫改善に努める。

⑥ 外国語活動

外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を育てるよう努める。

6 「大阪らしさ」を生かした教育の推進

- 大阪の歴史や文化について主体的に調べるなど「大阪らしさ」を生かした教育を工夫し、未来の大阪に夢や希望をもつとともに、郷土「大阪」を愛する心の育成に努める。
- 大阪の豊かな教育資源を活用し、自由で合理的な精神や進取の気性を育てるとともに、新しい大阪文化を生み出す教育活動の工夫を通して、創造性と活力のある教育の推進に努める。

(1) 大阪の歴史・文化を生かした教育の推進

- ア 大阪に愛着がもてるよう、身近な地域や大阪の社会的・文化的資源の積極的な活用を図るとともに、大阪の伝統的な文化や芸能にふれる機会の充実に努める。

- イ 学校行事や総合的な学習の時間などに、地域の人材や大阪の文化・芸能についての専門的な知識や技能をもった人材を積極的に活用し、地域や大阪を知る活動の推進に努める。

(2) 新しい「大阪らしさ」の創造

- ア 大阪の生涯学習関連施設などを活用し、幼児・児童・生徒が主体的・積極的に自らの課題について調べる活動を通して、新しいものを生み出すバイタリティや創造力の育成に努める。

- イ 「大阪らしさ」を伝え広めるコミュニケーション能力や、多様な文化・習慣などのがいを認め尊重し合う態度を育成し、新しい大阪文化を生み出す教育の推進に努める。

- ウ 次代の大阪を担う人材が個性や創造性を生かせる専門分野の知識や技能を高められる学習機会を充実し、社会で活躍する専門性の高い人材の育成に努める。